

モバイルバッテリーによる事故を防ぐポイント

スマートフォンやゲーム機器等の、外付けの電源として利用されているモバイルバッテリーによる事故が、近年急増しています。購入時、使用時には次のような注意が必要です。

1 モバイルバッテリーに関する相談事例

相談概要

自宅の居間でモバイルバッテリーを充電していたところ、約2時間経過後に突然破裂した。

破裂したモバイルバッテリーを分解したところ、内部の4本の円筒型リチウムイオン電池のうち1本が破裂していました。
(右写真) 電池の中心部でショートが生じ、電池の内部の圧力が上昇し、破裂したのですが、製造時の問題か、使用時の衝撃等の影響か、原因は特定できませんでした。



写真、破裂したモバイルバッテリー ※ケースを外した状態

2 購入時にはPSEマークの確認を

モバイルバッテリーによる事故が多発したため、平成31年2月1日以降、電気用品安全法による耐久性や安全性の基準に適合したことを示すPSEマーク(右図)が表示された商品でないと、販売ができなくなりました。

PSEマークを確認するとともに、製造事業者、輸入事業者や販売元等の連絡先が確かなものを購入してください。



図. PSEマーク

3 事故を防ぐための使用時の注意点

外部からの強い衝撃や振動により、モバイルバッテリー内部のリチウムイオン電池や配線が損傷し、破裂や発火につながるおそれがありますので、ご注意ください。また、充電できなくなった、異常に熱くなった、膨張した等の場合は、すぐに使用を中止してください。

リコール情報の有無も消費者庁や事業者のホームページ等でご確認ください。



Aらいふ 兵庫県立消費生活総合センター
研修広報部 企画研修課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-9-1, 7F
(2019年7月頃まで上記仮事務所に移転しています)
TEL: 078-302-4000
(消費生活相談) 078-303-0999

●消費生活総合センターホームページもご覧ください
<http://www.seiken.server-shared.com/>
●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも
E-mail: shohi_sogo@pref.hyogo.lg.jp
FAX: 078-302-4002

30企②-033A4

No.165

(平成31年2月28日発行)
(2019年)

ひょうご発 生活情報レポート

Aらいふ

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、暮らしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、暮らしのエースを目指そうという意味が含まれています。

消費者トラブルって何だろう? ~若者が被害にあいやすいトラブル事例から~

レストランでご飯を食べる、服を買う、電車に乗る、DVDを借りるなど、毎日さまざまな行動をしていますよね。これらは「契約」をした結果なのですが、そのことに気がついていませんか?

中には、「強引に買わされた」「頼んだけど商品が届かなかった」「説明を受けたものと違っていた」などの被害が発生しているものもあり、これらを「消費者トラブル」とよんでいます。

「契約」とは何か、いつ成立するかなどその仕組みを踏まえ、若者が被害にあいやすい消費者トラブルの事例をもとに、対処法やトラブルにあわないための方法を考えてみましょう。

■ 契約

契約ってどういうこと?

「契約」とは、「法的な責任が生じる約束事」のことで、商品を買ったり、サービスを利用したりするのも契約です。契約が成立すると、お互いに契約内容を守る責任が生じます。

相手が契約を守らなかった場合、法律に基づき、契約を守るよう求めたり、契約が果たされなかったことで通常生じる損害の賠償を求めたりすることができます。

契約が成立するのはいつ?

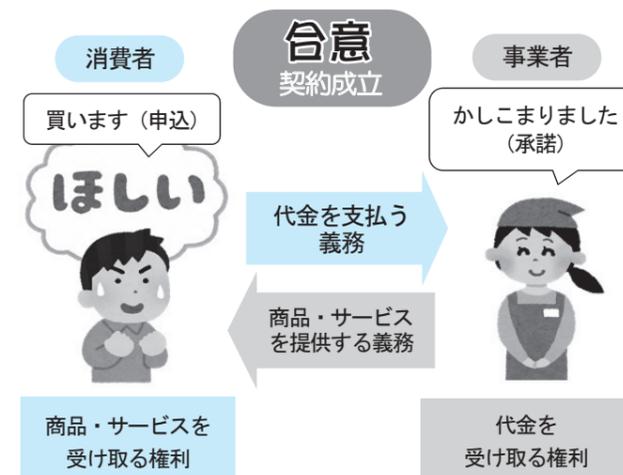
商品の売買やサービスの利用について、消費者と事業者の間で、内容や価格、引き渡しの時期などについてお互いが『合意』した時に、契約は成立します。

「お金は払っていない」「契約書に印鑑は押していない」ので、契約はまだ成立していないと思われるがちですが、お互いが合意した段階で契約は成立しています。

また、契約の形は自由なので、書面によらず口約束であっても契約は成立します。

契約はやめられるの?

契約が成立すると、原則として自分や相手の都合で一方向的に内容を変更したり、やめたりすることはできません。契約をする前に、内容をよく検討し、慎重に判断するようにしましょう。



■ 若者が被害にあいやすい消費者トラブル

SNS※1で知り合った人に誘われて・・・

※1：ソーシャル・ネットワーキング・サービス：名前等を登録し、新たな友人関係を広げたり、友人知人間で交流する場を提供するコミュニティ型ウェブサイト

SNSで知り合った人に誘われてセミナーに参加。「友人・知人に教材ソフトを紹介し、買ってもらえば紹介料がもらえる」との説明で、同年齢くらいの方が高額な収入を得ているという話を聞いた。一緒に行った知人からも「もうかる」と熱心に誘われ、その場で契約した。家に帰ってから不安になってきたので、やめたい。



ここがポイント

- ◆ ネット上で知り合った人からの誘いでトラブルになるケースが増えています。事例のような取引は「マルチ商法」とも呼ばれ、扱う商品は、健康食品・化粧品・学習教材など様々です。複雑な仕組みになっていることが多いので、仕組みが理解できなければ断りましょう。
- ◆ 「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません。
- ◆ 借金をして契約すると、多重債務に陥ることがあります。「すぐ返せる」と言われても、うのみにしないようにしましょう。

お試し商品をインターネットで注文したら・・・

SNSに表示された広告「お試し2700円」を見て、ネット通販で化粧品を購入した。2回目の発送通知メールが届いたので事業者に連絡したところ、「4回の定期購入、2回目以降9800円」と言われた。定期購入するつもりはなかったので、なんとかならないか。



ここがポイント

- ◆ 通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。申し込みをする前に、購入・解約の条件、返品特約の有無などを画面でしっかり確認しましょう。
- ◆ 「お試し」「初回限定」などと表示された広告の場合は特に、定期購入が条件になっていないか、回数や総額を確認しましょう。
- ◆ SNS上の広告から申し込むと、後日サイトが見つからないことがあります。申込時に表示された画面は、保存・印刷しておきましょう。
- ◆ 「商品が届かない」という相談も多いので注意しましょう。

フリマサービス※2で届いたものは・・・

※2：インターネット上で個人同士が商品等を取り引きできるフリマアプリやフリマサイト等を使ったフリーマーケットサービス

フリマアプリで海外ブランドのバックを見つけた。「新品同様」と記載されていて、写真からも特に傷などは見られなかったので購入することにした。届いた商品を確認すると傷や汚れが多数あり、とても新品同様とは思えない状態だったので返品を申し出たが、出品者から返信がない。



ここがポイント

- ◆ フリマサービスは個人同士の取引です。トラブルは個人間での解決が求められていることを理解して利用しましょう。
- ◆ 取引相手や商品等について十分情報収集し、取引は慎重にしましょう。
- ◆ 利用規約等はきちんと確認し、禁止行為は絶対に行ってはいけません。
- ◆ フリマアプリのアカウントを乗っ取られるなど、悪用されるのを防ぐため、ID・パスワードの管理はしっかり行いましょう。

■ 契約してしまったら・・・

クーリング・オフ制度を利用しましょう

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が一方的に無条件で契約を解除することができる「クーリング・オフ」（頭を冷やす）という制度があります。

クーリング・オフは、契約解除通知（ハガキ）で通知します。簡易書留または特定記録郵便で送付し、クレジット契約をしているときは、クレジット会社に送付します。ハガキは両面をコピーし、保管しておきましょう。

クーリング・オフができなくても・・・

クーリング・オフの期間が過ぎてしまったり、対象外の場合でも、うその説明をされるなど勧誘方法に問題があったり、未成年者の場合は、契約の取り消しができます。

早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

[特定商取引法で規定されているクーリング・オフの期間等]

取引類型	期間
訪問販売 消費者宅など営業所以外での契約のほか、営業所外で勧誘し営業所等で契約する方法を含む	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 エステティックサービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法とも呼ばれる）	20日間
業務提供誘引販売 サイドビジネス、モニター商法など	20日間
訪問購入 事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る契約	8日間

【対象外】通信販売、自ら店舗に出かけての購入、3000円未満の現金での買物など

<ハガキの記入例>



<契約解除通知>

- ① 契約年月日
 - ② 商品(サービス)名
 - ③ 契約金額
 - ④ 会社名・担当者名
- 上記日付の契約を解除します。なお、支払済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
- 平成〇年〇月〇日
(あなたの住所・氏名)

トピックス

未成年者取消して知ってる？

未成年者（既婚者を除く）が、法定代理人（両親など）の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。

ただし、次のような場合は取り消すことができないので、注意しましょう。

- お小遣いの範囲内の契約
- 自分が成人であると、うそをついてした契約 等

成年年齢が18歳になります！

2018年6月に民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

成年年齢の引き下げに伴い、18歳、19歳では未成年者取消しが使えなくなります。

2002年4月2日～2004年4月1日生まれの人は、2022年4月1日に一斉に成人となります。



消費者行政の推進に係る県・市町合同による首長表明

兵庫県と県内市町は全国に先駆けて、消費生活相談や消費者教育・啓発など消費者行政に力を入れてきました。県民の皆様の安全で安心な消費生活の実現を図るため、今後も県・市町協働で消費者行政を推進していきます。

兵庫県知事、神戸市長、姫路市長、尼崎市長、明石市長、西宮市長、洲本市長、芦屋市長、伊丹市長、相生市長、豊岡市長、加古川市長、たつの市長、赤穂市長、西脇市長、宝塚市長、三木市長、高砂市長、川西市長、小野市長、三田市長、加西市長、篠山市長、養父市長、丹波市長、南あわじ市長、朝来市長、淡路市長、宍粟市長、加東市長、猪名川町長、多可町長、稲美町長、播磨町長、神河町長、市川町長、福崎町長、太子町長、上郡町長、佐用町長、香美町長、新温泉町長

気になるとき、困ったときは 迷わず電話を！

●消費者ホットライン●
(お近くの消費生活相談窓口につながります)

局番なし

188
いやや